◎議 長(菅 野 修 一 議員)

皆さん、おはようございます。

これより、令和5年9月定例会を開会いたします。 出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本 日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めます。 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4 番 土屋範晃議員、5番 鈴木清議員、6番 菅藤昌 己議員、以上の3名を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。 議会運営委員長の報告を求めます。星川議会運営委員 長。

〔議会運営委員長 星川 薫 議員 登壇〕

◎議会運営委員長(星 川 薫 議員)

皆さん、おはようございます。議会運営委員会の審 査の結果についてご報告申し上げます。

去る8月17日招集告示になりました今定例会に係る 議会運営委員会を、8月24日午前10時から市役所会議 室において開催し、当局から総務課長並びに財政課長 の出席を求め提出議案の概要を聴取するとともに、請 願・陳情案件、一般質問の人員等を十分考慮しながら、 会期及び議事日程について慎重に審査を行ったところ であります。

まず、議案の審査についてでありますが、補正予算 議案6案件については、開会初日に審議することとい たしました。

決算議案7案件については、全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしました。なお、決算特別委員会における総括質疑は、申し合わせにより、議長及び決算特別委員長を除外し、1人30分の持ち時間を、各会派及び会派に属さない議員の人員に応じ割り当てることにいたしました。

その結果、今定例会の会期につきましては、皆様方のタブレットに掲載しております会期日程表のとおり、本日から9月25日までの21日間とすることに、意見の一致をみた次第であります。

何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同を申し上げ、ご報告といたします。

◎議 長(菅 野 修 一 議員)

お諮りいたします。今定例会の会期は、ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から9月25日までの21日間とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議 長(菅 野 修 一 議員)

ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から9月25日までの21日間とすることに決しました。

なお、会期中における諸会議の予定につきましては、 皆様方のタブレットに掲載しております会期日程表の とおりでありますので、ご了承願います。

次に、日程第3、諸般の報告でありますが、事務局 長に報告いたさせます。

◎事務局長(斎藤健司君)

諸般の報告をいたします。

最初に、監査委員より議長あてに、8月に執行した例月出納検査の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告がありました。

次に、市長から議長あてに、地方自治法第180条第 2項の規定により、損害賠償額の決定について専決処 分の報告がありました。

それぞれその写しをタブレットに掲載いたしておりますので、ご参照願います。

最後に、6月定例会以降、今定例会までの市議会事務処理状況並びに議員の派遣状況につきましては、議会事務処理報告書に記載のとおりでありますので、ご了承願います。

以上で、報告を終わります。

◎議 長(菅 野 修 一 議員)

続いて、議案の上程を行います。

日程第4、認第1号「令和4年度尾花沢市一般会計 歳入歳出決算認定について」から、日程第21、議第67 号「尾花沢市教育委員会委員の任命について」までの 18案件を一括上程いたします。

この際、市長より提案理由の説明を求めます。市長。 〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市 長(結 城 裕 君)

皆様、おはようございます。議案の上程に先立ちま して、一言ご挨拶をさせていただきます。

議員の皆様には、本市の市政発展のため、日夜ご尽力いただいておりますことに、衷心より感謝を申し上げます。

また、これまでの議員活動の功績が認められ、全国 市議会議長会より、永年勤続表彰を受けられました菅 野修一議員に対しまして、心からお祝いを申し上げま す。おめでとうございました。

さて、去る8月27、28日には、夏の終わりを彩る、 おばなざわ花笠まつりが4年ぶりに開催されました。 市民の皆様におかれましては、待ちに待った本市最大のお祭りであり、市内外から多くの皆様に楽しんでいただき、盛大に開催することができました。参加された皆様と準備等でご尽力を賜りました関係者の皆様に、厚く御礼を申し上げます。

それでは、今定例会に提案いたしました予算議案の 概要について、説明を申し上げます。

認第1号「令和4年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定について」から、認第7号「令和4年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について」までの7案件につきましては、議会の認定をお願いするものであります。

なお、各会計の歳入歳出決算につきましては、監査 委員によって審査がなされ、別冊の決算審査意見書が 提出されております。その内容につきましては、後ほ どご報告があると思いますが、決算の概要につきまし ては、会計管理者より説明をいたさせます。

次に、補正予算について説明いたします。

議第57号「令和5年度尾花沢市一般会計補正予算 (第5号)」についてですが、既定の歳入歳出予算の 総額に、それぞれ11億3,437万7,000円を追加し、予算 の総額を141億6,730万8,000円とするものです。

歳出の主なものについては、地方財政法第7条の規定に基づく、財政調整基金積立金、地方創生推進アドバイザー事業、防災行政無線整備事業、雪とスイカと花笠のまちふるさと尾花沢応援基金事業、簡易水道特別会計繰出金、畑地化促進事業費補助金、台湾ダイレクトセールス実行委員会補助金、除排雪経費、社会資本整備総合交付金事業、学習情報センター施設修繕事業などを追加するものであります。

歳入については、社会資本整備総合交付金、畑地化促進事業費補助金、雪とスイカと花笠のまちふるさと尾花沢応援寄附金、中央診療所施設勘定繰入金、介護保険特別会計繰入金、雪とスイカと花笠のまちふるさと尾花沢応援基金繰入金、市債の防災行政無線整備事業などを追加し、普通交付税、繰越金により予算を調製するものであります。

第2表地方債補正については、防災行政無線整備事業、公共施設等適正管理推進事業道路を追加し、道路新設改良事業ほか3件について、限度額を変更するものであります。

議第58号「令和5年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」についてですが、事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ181万4,000円を追加し、予算の総額を20億4,076万3,000円とし、中

央診療所施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,832万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億2,881万7,000円とするものであります。

事業勘定の歳出については、一般会計繰出金などを 追加し、歳入については、繰越金などにより予算を調 製するものであります。

中央診療所施設勘定の歳出については、中央診療所 施設設備整備費基金積立金、一般会計繰出金などを追 加し、歳入については、繰越金などにより予算を調製 するものであります。

議第59号「令和5年度尾花沢市簡易水道特別会計補 正予算(第2号)」についてですが、既定の歳入歳出 予算の総額に、それぞれ1,340万3,000円を追加し、予 算の総額を2億8,812万1,000円とするものであります。

歳出については、施設等修繕料、一般会計繰出金を 追加し、歳入については、一般会計繰入金、繰越金に より予算を調製するものであります。

議第60号「令和5年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ205万6,000円を追加し、予算の総額を9,101万6,000円とするものであります

歳出については、一般会計繰出金を追加し、歳入については、繰越金を追加して予算を調製するものであります。

議第61号「令和5年度尾花沢市介護保険特別会計補 正予算(第1号)」についてですが、既定の歳入歳出 予算の総額に、それぞれ2,626万1,000円を追加し、予 算の総額を19億7,368万7,000円とするものであります。

歳出については、返納金、一般会計繰出金を追加し、 歳入については、繰越金を追加して予算を調製するも のであります。

議第62号「令和5年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ38万5,000円を追加し、予算の総額を2億2,302万4,000円とするものです。

歳出については、一般会計繰出金を追加し、歳入については、繰越金を追加して予算を調製するものであります。

次に一般議案の概要についてご説明申し上げます。 議第63号「尾花沢市職員定数条例の一部を改正する 条例の制定について」ですが、職員定数の見直しを図 るため提案するものであります。

議第64号「尾花沢市職員の特殊勤務手当支給条例の

一部を改正する条例の制定について」ですが、新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置付けが5類感染症に変更されたことに伴い、条例の整備を図るため提案するものであります。

議第65号「尾花沢市火災予防条例の一部を改正する 条例の制定について」ですが、省令の改正に伴い、条 例の整備を図るため提案するものであります。

議第66号「尾花沢市個人番号カードの利用に関する 条例の設定について」ですが、個人番号カードを活用 し、公共交通の利便性向上を図るため提案するもので あります。

議第67号「尾花沢市教育委員会委員の任命について」ですが、尾花沢市教育委員会委員の任期満了に伴い、その後任委員の任命について同意を求めるため提案するものであります。

以上が、今定例会に提案いたしました議案の概要でありますが、審議の過程において、必要に応じて関係課長から説明いたさせますので、慎重なるご審議の上、原案のとおりご可決、ご承認くださいますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

◎議 長(菅 野 修 一 議員)

次に、会計管理者より、各会計歳入歳出決算の概要 説明を求めます。会計管理者。

◎会計管理者(有路 玲 子 君)

命によりまして、「令和4年度尾花沢市歳入歳出決 算書」の概要を説明いたします。

認第1号「令和4年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定について」から、認第7号「令和4年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について」までの、各会計の歳入歳出決算の概要につきましては、歳入歳出決算書冊子1ページの「令和4年度尾花沢市歳入歳出決算総括表」及び、3ページからの各会計の「歳入歳出決算書」に基づきまして、説明を申し上げますので、ご参照をお願いいたします。

なお、各会計の歳入歳出額につきましては、決算書では円単位となっておりますが千円単位で、率につきましては小数点第1位にて、説明させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

初めに、1ページ、2ページをお開き願います。「令和4年度尾花沢市歳入歳出決算総括表」について申し上げます。表下段、一般会計と特別会計を合わせた合計欄の予算現額204億3,439万円に対し、歳入決算額は205億9,137万1,000円で、予算現額に対する割合は100.8%となります。また、歳出決算額は194億148万1,000円で、同様に94.9%の割合となります。この

結果、形式収支の歳入歳出差引残額は、11億8,988万9,000円であります。

最初に、7ページ、8ページをお開き願います。認 第1号の「令和4年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算 書」について申し上げます。

表下段、歳入合計の予算現額152億5,919万円に対し、収入済額は152億4,922万3,000円で、99.9%の収入率となります。不納欠損額は641万7,000円で、その内訳は、1款市税であります。また、収入未済額は1億8,443万1,000円であります。その主なものについては、3ページから8ページまでの収入未済額欄をご覧ください。

1款の市税6,070万5,000円、14款の使用料及び手数料2,065万円、15款の国庫支出金3,196万6,000円、16款の県支出金2,095万4,000円、21款の諸収入177万円、22款の市債4,760万円などであります。

なお、これらには、繰越明許事業として翌年度に繰り越される事業の未収入特定財源が含まれております。 次の支出でありますが、11ページ、12ページをお開き願います。表下段、歳出合計の支出済額は144億3,838万9,000円で、予算現額に対し、94.6%の執行率となります。

令和5年度への繰越額は1億8,681万8,000円で、その主なものは、2款総務費3,069万3,000円、6款農林水産業費3,124万円、8款土木費8,667万7,000円、10款教育費1,214万6,000円などであります。また、予算現額から支出済額と翌年度繰越額を差し引いた不用額は、6億3,398万2,000円で、その主なものは、3款民生費1億6,791万3,000円、6款農林水産業費5,658万3,000円、8款土木費1億9,482万3,000円、11款災害復旧費6,611万9,000円などであります。

この結果、形式収支の歳入歳出差引残額は、8億1,083万4,000円でありますが、この中には、この冊子の290ページ「令和4年度尾花沢市一般会計実質収支に関する調書」をお開き願います。290ページ、表中段の、翌年度へ繰り越すべき財源が8,629万8,000円含まれておりますので、これを差し引いた実質収支額は7億2,453万7,000円となります。

次に、特別会計の決算について申し上げます。戻りまして13ページ、14ページをお開き願います。認第2号の「令和4年度尾花沢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。

まず、事業勘定についてでありますが、表下段、歳 入合計の予算現額20億9,286万5,000円に対し、収入済 額は22億7,039万6,000円で、108.5%の収入率となり、 不納欠損額は491万8,000円、収入未済額は5,577万4,000円であります。

次の15、16ページをお開き願います。表下段、歳出合計の支出済額は20億4,064万6,000円で、予算現額に対し97.5%の執行率となり、不用額は5,221万8,000円であります。この結果、17ページ、歳入歳出差引残額は2億2,975万円となります。

次に18ページ、19ページをお開き願います。中央診療所施設勘定についてでありますが、表下段、歳入合計の予算現額4億1,106万4,000円に対し、収入済額は4億790万1,000円で、99.2%の収入率となり、収入未済額は25万円であります。

次の20、21ページをお開き願います。表下段、歳出合計の支出済額は、3億6,989万5,000円で、予算現額に対して90.0%の執行率となり、不用額は4,116万8,000円であります。この結果、歳入歳出差引残額は、3,800万6,000円であります。

次に22ページ、23ページをお開きください。認第3号の「令和4年度尾花沢市簡易水道特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。表下段、歳入合計の予算現額2億6,413万5,000円に対し、収入済額は2億5,814万2,000円で、97.7%の収入率となり、収入未済額は1,246万円であります。

次の24、25ページをお開き願います。表下段、歳出合計の支出済額は2億4,869万9,000円で、予算現額に対して94.2%の執行率となり、不用額は364万5,000円であります。この結果、歳入歳出差引残額は、944万3,000円であります。

次に26ページ、27ページをお開き願います。認第4号の「令和4年度尾花沢市国営村山北部土地改良事業特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。表下段、歳入合計の予算現額180万5,000円に対し、収入済額は198万1,000円で、109.8%の収入率となり、収入未済額は224万4,000円であります。

次の28、29ページをお開き願います。表下段、歳出合計の支出済額は112万2,000円で、予算現額に対し62.2%の執行率となり、不用額は68万2,000円であります。この結果、歳入歳出差引残額は85万9,000円となります。

次に30ページ、31ページをお開き願います。認第5号の「令和4年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。表下段、歳入合計の予算現額9,363万5,000円に対し、収入済額は9,530万6,000円で、101.8%の収入率となり、収入未済額は45万6,000円であります。

次の32ページ、33ページをお開き願います。表下段、 歳出合計の支出済額は、8,763万9,000円で、予算現額 に対し93.6%の執行率となり、不用額は88万5,000円 であります。この結果、歳入歳出差引残額は766万 6,000円となります。

次に34ページ、35ページをお開き願います。認第6号の「令和4年度尾花沢市介護保険特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。表下段、歳入合計の予算現額20億8,675万4,000円に対し、収入済額は20億7,564万2,000円で、99.5%の収入率となり、不納欠損額は107万2,000円、収入未済額は310万5,000円であります。

次の36、37ページをお開き願います。表下段、歳出合計の支出済額は19億9,346万7,000円で、予算現額に対し95.5%の執行率となり、不用額は9,328万6,000円であります。この結果、歳入歳出差引残額は、8,217万4,000円となります。

次に38ページ、39ページをお開き願います。認第7号の「令和4年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。表下段、歳入合計の予算現額2億2,494万2,000円に対し、収入済額は2億3,277万6,000円で103.5%の収入率となり、不納欠損額は1万円、収入未済額は40万円3,000円であります。

次の40、41ページをお開き願います。歳出合計の支 出済額は2億2,162万2,000円で、予算現額に対し 98.5%の執行率となり、不用額は331万9,000円であり ます。この結果、歳入歳出差引残額は、1,115万4,000 円となります。

次に、基金の主な状況でありますけれども、冊子の304ページ、305ページをお開き願います。304ページ、4基金の(2)尾花沢市財政調整基金が、決算年度中に9,843万4,000円増となり、年度末現在高は8億5,824万3,000円になっております。また、306ページ(14)雪とスイカと花笠のまちふるさと尾花沢応援基金が1億689万1,000円増の9億1,946万6,000円となっております。

なお、令和4年度決算における、普通会計の主な財政指標につきましては、タブレット内の主な財政指標及び別冊の主要な施策の成果と予算執行の実績報告書2ページ上段の表に記載してございますので、ご参照願います。

以上が、地方自治法に基づきました令和4年度一般 会計及び各特別会計の決算調製の概要でありますが、 このほか、詳細につきましては、各会計の歳入歳出決 算事項別明細書及び実質収支に関する調書、並びに財産に関する調書を添付いたしておりますので、これらをご参照の上、ご審議くださいますようお願い申し上げ、説明を終わらさせていただきます。以上であります。

◎議 長(菅 野 修 一 議員)

次に、監査委員より、各会計歳入歳出決算及び基金 運用状況審査、並びに財政健全化経営健全化に関する 審査意見書が提出されておりますので、その説明を求 めます。監査委員。

〔監查委員 丹川弘行 君 登壇〕

◎監査委員(丹川弘行君)

おはようございます。ご報告を申し上げます。令和 4年度の決算審査並びに地方公共団体の財政の健全化 に関する法律に基づく審査につきましては、私ども監 査委員2名で審査を行い、双方の意見が一致いたしま したので、監査委員を代表し、私からその経過と結果 について、ご報告を申し上げます。

まず、決算審査について申し上げます。先に配付いたしております審査意見書1ページをお開き願います。 審査の対象でありますが、令和4年度尾花沢市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算、各会計実質収支に関する調書、財産に関する調書、及び各基金の運用状況について審査を行いました。

審査の期間につきましては、令和5年7月5日から 8月4日まで実施いたしております。

次に審査の方法でありますが、令和5年7月3日付けをもちまして、市長より審査に付されました当該決算書等につきまして、関係書類と照合するとともに、関係職員より説明を聴取するなど、例月出納検査、定例監査の結果を参考に、法令、その他の関係する規定にしたがって処理されているか、予算の執行が適正であるか、また、計数が正確であるかを主眼とし、審査を行いました。

次に、審査の結果について申し上げます。審査に付されました各会計の歳入歳出決算及び関係書類は、関係法令に準拠して処理されており、歳入歳出、その他の証書類を照合した結果、計数は正確でありました。

なお、予算の執行及び財産の管理につきましても、 適正であると認めたところであります。

また、各基金は、それぞれ設置の目的に沿って運用 され、かつ計数は正確であり、適正であると認められ ました。

次に、審査の詳細な意見及び項目ごとの分析結果に つきまして申し上げます。 審査意見書の2ページ、3ページをお開き願います。まず、一般会計と特別会計を合わせた総額でありますが、歳入は205億9,137万1,000円、歳出は194億148万2,000円で、前年度に比べ、歳入で7億1,267万4,000円の増、歳出は8億7,019万4,000円の増となりました。歳入歳出差引残額から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、10億9,319万1,000円となり、さらに前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は、1億7,212万9,000円の赤字となっております。

次に、一般会計について申し上げます。

一般会計の歳入は、前年度に比べ7億2,784万3,000 円の増、歳出でも8億9,353万5,000円の増となり、歳 入歳出差引残額から、翌年度へ繰り越すべき財源を差 し引いた実質収支額は、7億2,453万6,000円となって おります。歳入につきまして、前年度と比較しますと、 自主財源では、分担金及び負担金で減少しております ものの、市税、寄附金、繰入金等の増加によりまして、 9億374万2,000円の増となりました。依存財源では、 法人事業税交付金、地方交付税、市債等で増加したも のの、地方特例交付金、国庫支出金、県支出金等で減 少したことによりまして、1億7,590万円の減となっ ております。

その結果、歳入総額に占める自主財源の割合は、37.3%となり、前年度に比べ4.3ポイント増加しております。

次に、歳出決算額を普通会計性質別経費に分類し、前年度と比較しますと、義務的経費は、新型コロナウイルス関連給付金を含む扶助費で減少したことによりまして、1億3,926万9,000円の減となりました。投資的経費は、災害復旧事業費で減少しましたが、堆肥センターリニューアル事業、除雪基地整備事業、橋梁改修補修工事等の普通建設費で増加いたしまして、3億1,232万3,000円の増となりました。その他の経費でも、旧高橋小学校解体工事、光熱水費等の物件費、積立金等の増加によりまして、7億2,069万9,000円の増となりました。

その結果、各性質別経費の構成比は、義務的経費が34.2%、投資的経費が10.5%、その他の経費が55.3% となっております。

なお、特徴的な支出項目としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、電気ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金、ふるさと尾花沢応援基金事業、マイナンバーカードの取得促進事業、出産子育て応援交付金、堆肥センターリニューアル事

業、徳良湖築堤100周年記念事業、基幹集落センター 指定避難所機能強化工事を含む徳良湖周辺施設整備修 繕事業、除排雪等業務委託料、除雪基地整備事業、学 校建設用地測量等業務委託料、旧高橋小学校解体工事、 延沢銀山遺跡整備事業、などが挙げられます。

次に、普通会計における、財政指標についてでありますが、財政構造の弾力化を示す、弾力性を示します経常収支比率につきましては92.9%で、前年度より5.2ポイント上昇しております。

また、財政力を判断する財政力指数は0.28で、前年度より0.01ポイント減少しております。実質公債費比率は、新庁舎建設事業費に係る本格的な元金償還が開始された影響から、1ポイント上昇して8.1%となっております。

また、市債の当該年度末現残高は、118億6,408万9,000円で、前年度に比べ3億5,659万3,000円減少しております。

次に、特別会計について申し上げます。

歳入総額は53億4,214万8,000円、歳出総額は49億6,309万3,000円で、前年度に比べまして、歳入は1,516万9,000円減少し、歳出は2,334万2,000円の減となりました。また、一般会計からの繰入金総額は、8億6,437万1,000円で、前年度に比べ1,703万2,000円増加しております。

次に、収納率、不納欠損額、収入未済額について申 し上げます。

収納率は、市税が96.22%で、前年度より0.23ポイント上昇し、国民健康保険税が86.55%で、0.03ポイント上昇しております。

また、一般会計と特別会計を合わせました不納欠損額は、1,241万9,000円で、前年度より300万9,000円減少しております。このうち、市税の不能欠損額は641万7,000円、国民健康保険税の不能欠損額は491万9,000円となっております。

また、一般会計と特別会計を合わせました収入未済額は、1億5,244万3,000円で、前年度より360万2,000円減少しております。このうち、市税の収入未済額は6,071万円、国民健康保険税の収入未済額は5,480万4,000円となっております。

今後も、スマートフォン決済収納など、さまざまな 手段により、収入未済額の縮減に努めていただくとと もに、未収金につきましては、尾花沢市債権管理指針 に基づき、市が保有する債権管理の適正化を図り、不 納欠損処分につきましては、自主財源の適正な確保と、 市民負担の公平性を基本とし、滞納者の個々の状況を 十分把握の上、適正な対応を図られますようお願いを 申し上げます。

次に、積立基金について申し上げます。

令和4度末の基金合計額は、36億3,352万2,000円で、 前年度より4億9,049万7,000円増加しております。そ の主な要因は、ふるさと尾花沢応援基金、公共施設整 備等基金、財政調整基金、減債基金等が増加したこと によるものであります。今後も、基金設置の趣旨に基 づきまして、より一層計画的な利活用を図られますよ うお願いをいたします。

令和4年度は、長引くコロナ禍に加えまして、原油 価格や物価の高騰によりまして、市民生活や地域経済 に、大きな影響を及ぼしております。そのような中、 本市におきましては、第7次総合振興計画が2年目と なり、本格的に稼働し、デジタル化や脱炭素化に向け た施策など、社会の変容を踏まえた取り組みが、積極 的に展開されております。本市の重要な自主財源の1 つとなっております、ふるさと納税を財源とする、ふ るさと尾花沢応援基金は、恒久的、恒常的な財源では ないというふうなことから、計画的な運用が必須とさ れておりますが、現在、徳良湖周辺施設整備事業をは じめとする、さまざまな事業に、有効に活用されてお ります。今後も、本市の地場産品のPRに努められま して、関係人口の拡大など、さらなる事業の推進を図 られますようお願いをいたします。

今後予定されている、統合小学校建設事業等の大規模な事業に伴いまして、投資的経費の増加から、財政面や資金繰りには、今後徐々に厳しさが顕在化すると考えられます。投資に見合う財政力の確保が必要でありまして、今後も、効率的な財政運営に努められますようお願いをいたします。

人口減少が加速化する中、市長をはじめ、市当局に おかれましては、今後とも社会情勢の的確な把握に努 め、本市の将来像である「このまちで ともに 生き る しあわせな時を刻むまち 尾花沢」の実現に向け、 市民と共に推進されますことを、切に望むものであり ます。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する 法律による各指標の審査について申し上げます。

財政健全化経営健全化審査意見書の1ページをお開 き願います。

審査の期間でありますが、令和5年8月2日から4 日まで実施いたしております。

審査の概要でありますが、この財政健全化審査は、 市長より審査に付されました、令和4年度尾花沢市財 政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼といたしまして、関係書類と照合するとともに、関係職員より説明を聴取しながら審査を実施してまいりました。その審査の結果について申し上げます。

審査に付されました実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別的な意見といたしましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、それぞれ黒字となっております。また、実質公債費比率は8.1%で、前年度と比較しまして1ポイント上昇しておりますが、将来負担比率につきましては44.7%で、10.5ポイント改善しております。

各比率とも、早期健全化段階を示す基準を下回って おりますことから、健全な数値であると判断されます。 引き続き、財政の安定化を図られますよう要望いたし ます。

次に、農業集落排水事業特別会計及び簡易水道特別 会計の経営健全化審査について申し上げます。

財政健全化法の公営企業会計に該当する特別会計の 資金不足比率について審査を行いましたが、各会計と も収支が黒字であるため、資金不足は発生しておりま せん。また、当該算定の基礎となる事項を記載した書 類につきましても、適正に作成されたものと認められ ました。

以上が、当方で実施しました審査の経過と結果であります。市長事務部局をはじめ、各行政委員会を含む市当局からは、長期間にわたりまして、審査にご協力をいただき、今定例会に、その審査結果につきまして、ご報告を申し上げる運びとなったところであります。

結びに、審査に当たりまして、多くの資料の提出、 それから詳細な説明をいただきました各課長をはじめ とする職員の方々に御礼を申し上げ、報告とさせてい ただきます。ありがとうございました。

◎議 長(菅 野 修 一 議員)

続きまして、議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第22、議第57号「令和5年度尾花沢市一般会計補正予算(第5号)」から、日程第27、議第62号「令和5年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)」までの6案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議 長(菅 野 修 一 議員)

ご異議なしと認めます。よって、6案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第22、議第57号「令和5年度尾花沢市一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。青野隆一議員。

◎1番(青 野 隆 一 議員)

それでは私のほうから、補正予算関連で2点お尋ね をいたします。

第1点目は、予算議案の説明資料、1ページにございます、地方創生推進アドバイザー事業、214万3,000円でございます。まずこの財源の内訳についてご説明をお願いいたします。

さらにこの委託契約というのは、学識経験者個人と 行い、そして委託料は契約者個人に支払われるのかど うかお伺いいたします。

さらに主な課題といたしましては、4項目を挙げて おられます。廃校になる学校の活用方法、都市構造再 編集中支援事業などによるパレット跡地の有効活用、 特定地域づくり推進交付金などによる担い手確保、そ してふるさと納税の寄附金を20億円を目指すこの取り 組みと、この4項目について、国などの補助事業の有 効活用や、各省庁の民間企業とのマッチングを行うと いう内容でございます。

いずれもこの4項目につきましては、結城市長が選挙公報などで市民に約束をした、いわば選挙公約であります。これらの取り組みの現在の進捗状況について、市長にお伺いをいたします。

2点目は、予算議案説明資料の3ページですか、社 会資本整備総合交付金事業、2,000万円についてお伺 いをいたします。

この案件については、市道牛房野線、及び名木沢地区の流雪溝についてでありますが、いつから共用開始をされるのか。また、名木沢地区の流雪溝はポンプアップ方式と聞いております。年間の電気料金とその支援策については、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

◎議長(菅野修一議員)市長。

◎市 長(結 城 裕 君)

ただ今、青野議員のほうからご質問をいただきました案件につきましてですね、詳細のほうは後ほどまた 担当課長のほうからご説明を申し上げますが、いわゆ る今回のアドバイザーをですね委託する趣旨という部分につきましては、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

事前にお示しさせていただいたとおり、今議員のほ うからもお話がありましたとおり、公約の中の全部で はないんですが、部分的なところ、まさに今私のほう も何とか具体的に進めていけるような方法、いろいろ 検討しているところでありますが、特にこの4項目に つきましては、この1自治体が、1自治体の能力と、 いわゆる財源を使って、一朝一夕になかなか進んでい くような事業ではない、そういうことからしますと、 やはり国の力、もしくは民間の方々の力、そういう能 力も財源も含めまして、そういうことを何とか活用し ていくことが、やはり必要なんではないかなというふ うに考えた中で、そういう経験を積んだ方、特に中央 省庁で勤務経験、もしくは自治体での勤務経験、そう いうものを活かしていけるような方に、なんとかこの 尾花沢市において実施している、実施しようとしてい る、特にこの4項目につきまして、いろんな角度でア ドバイスをいただきながら、一緒に進んでいければ、 より良い事業が進んでいくではないかなというような ことから、ぜひ今回お願いをするものであります。

進捗状況ということで、それぞれ具体的な内容は現在お示しできるところには至っておりませんが、これからしっかり、そのアドバイザーとともに、具体的な内容、そして経費の捻出等について議論しながら、また具体的な内容が詰まったところで、皆様方からのご意見もいただきながら、市民の皆さんからの意見もいただきながら進めていきたいというふうに思っているところであります。以上であります。

◎議長(菅野修一議員)総合政策課長。

◎総合政策課長(永 沢 晃 君)

まず初めに、財源の内訳につきましては、一般財源になっております。今回のこの事業につきましても、 国のほうで実施しているような似たような事業も、昨年度あたりから手を上げていますけれども、この事業 そのものにつきましては、一般財源というふうになっておりますので、今回の財源もそれと似たような考え 方で進めていきたいと思っております。

また業務委託についてであります。やはりあの仕様 書等でその一定のゴールを定めていきたいなというの が1番の考えです。その際、受け手側とこちらの委託 する側での、その一定のその業務のクオリティーとい う部分は、同じような水準で、その仕様書の中で謳っ ていきながらそれを目指していくという部分では、業 務委託が1番なのかなというふうに思っております。 以上です。

◎議長(菅野修一議員)建設課長。

◎建設課長(鈴木 敏君)

まず2,000万円の内訳でございます。市道牛房野線 及び名木沢地区の流雪溝の整備ということで、それぞ れあの共用開始の時期でございますけれども、まず名 木沢地区におきましては、来年度のポンプのほうの整 備のほうもございますので、それ以降の共用開始にな るかと思われます。あと牛房野地区の流雪溝につきま しては、今下流のほうから徐々に整備してきている途 中でございます。ですので、それまでは供用開始いつ からと、ここで申し上げることできないんですけれど も、整備終わり次第という、共用開始のほう進めてい きたいというふうに思っております。

あとポンプアップの電気料金の件でございます。こちらにつきましても、これから地域の方々と、電気料金についてどのようにしていくのかということで、話し合いのほうを進めていくということで考えております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)青野議員。

◎1番(青 野 隆 一 議員)

それではですね、地方再生アドバイザー事業、私の質問の1点ちょっと欠けておりましたので、この委託契約というのは、学識経験者と言われるその個人の、そして委託料というのはその個人に支払われるかということが回答ありませんですので、あらためてお伺いいたします。

その4項目について、市長からご説明がございました。いずれも早急にこの尾花沢のまちづくり、あるいは地域づくりにとって、非常に大事な4項目でございます。残念ながら今進捗状況について、示すところがなかなかないという、やっぱりそれだけの課題も大きいし、簡単な答えが出るものではないというふうに、私も思っております。しかしながら、やはり市民のこれまで、今の現状を考えた時に、いち早くこの方向性を打ち出して、そしてまちづくりを進めていく。その基本的な考え方については、このアドバイザーの方に託すのではなくて、やはり尾花沢市の、行政の政策課題としてきちんと方向性を示すことによって、このアドバイザーというのは活きてくるんじゃないかなというふうに私は思っております。そうした意味で、私は

広くそのこれに関連するさまざまな市民の皆さん方の このご意見を、やっぱりきちんと聴取をしていく、耳 を傾けていく、そういった対応も必要だと思うんです が、この点についても市長の考え方ありましたら、お 願いしたいと思っております。

牛房野線、名木沢の流雪溝ですけれども、2,000万 円を投じて、もう少し時間が掛かるということでござ いました。やはり流雪溝の整備というのは、これも市 長の大きな柱の1つに掲げております。やはり1日で も早くその流雪溝を稼働していく。そのためにきちん と予算配分していくべきなのかなというふうに思って おります。間もなく完成だというふうなことで、地域、 住民の方々にとっては非常に待ち遠しい、その流雪溝 の整備についてでございますけれども、特に名木沢地 区についてはポンプアップ方式ということで、沿線に 10個ぐらいのおそらく流雪溝が、これどうしてもポン プアップじゃないとできないという、地域的な課題も ございまして、そういう形になったというふうなこと で、ポンプの設置をすればおそらく来年以降、共用開 始かなと思うんですが、これ寺内地区でも実は電気料 金について2年前、全額市の負担ということにさせて いただきました。今おおよそ100万円です。前60万円 だったんですけれども、非常に電気料金も上がってお ります。そしてまた、その地域の人口減少と合わせて、 世帯数も減ってきているという中で、なかなか自治会 費を徴収することも、非常にこの地域によっては大変 な状況になっております。したがいまして、これはや っぱり市長のほうからも負担のあり方、いわゆる支援 の仕方について、早急にですね、先ほども名木沢地区 の方に話を持っていくということでございましたけれ ども、ぜひですね、やっぱり公費負担で、寺内方式の ような形で私は進めていっていただきたいと思います けれども、その辺についてもご意見ございましたら、 お聞きをさせていただきたいと思います。

◎議長(菅野修一議員) 市長。

◎市 長(結 城 裕 君)

ただ今ご質問をいただきました。まず最初の地方創生アドバイザーの件であります。先ほどお答えした、いわゆる総括的なお話をさせていただいたわけでありますが、個別の話として、例えば順不同といたしましても、ふるさと納税の金額を増やそうというようなことで、目標額も示させていただいたところでありますが、それに沿った形で、納税していただける方々が納税しやすいような仕組みをですね、いろいろ変えなが

ら今やっている。そういう中で、例えば昨年度よりも 納税額も増えている。着実に少しずつ増えているとい うような進捗があります。そしてまた、空き家、空き 校舎の利活用、これについても各地域の方々に、私が お話できる機会がある時には、極力いろんな提案をい ただいて、こういうふうにやったらどうだろう、こん なふうな使い道もあるんではないかというようなこと を、たくさん聞いております。その中から、これから 実施できるものを進めていく。しかしながら、後ほど の回答にもつながるわけですが、限られた財源の中で 進めていく。これにはなかなかやはり限界があって、 一朝一夕に、右から左に財源が出てくるんであればで すね、すぐにでも手を掛けたいものはたくさんあるわ けですが、そういう中で、やはり優先順位を考慮しな がら事業は進めている。そしてそういう考えの中で、 皆様方からいただいたご意見で可能な限り進められる ものは進めていこうというようなことで、例えばある 地区、地域については、民間の方々に既に空いている 校舎については、何か使い道があるんではないかとい うようなことで、募集等も今しているというようなこ ともあります。それが固まった時点でその方々に使っ てもらうと、なんていう方法がもう既に動いていると ころがあります。しかし必ずしもこれから空いてくる 校舎につきまして、全てそれと同じ方法でできるかと 言われると、これはこれとして1つの方法でしょうけ れども、全てがこういうふうにいくというふうなこと ではないんだろうというふうに思います。もちろんそ の方法も含めてですね、これから、先ほど申し上げた とおり、国から補助をしていただく、もしくは民間の 方々に何か新たな手立てでやっていただく、そんなこ とを少しずつ進めていきたい。

また、パレットスクエア、これについても、現時点でまだ所有者のほうとの具体的な進展が今進んでいないところであります。しかし、昨年以前に皆様方のほうでも調整させていただいた案件で、その方向で進んではいるところではあるんですが、何せ相手のあることで、先方の状況も踏まえつつ現在調整しているところであります。

したがって、そこら辺も含めて、まち全体のまちづくりみたいなものにできうればこのアドバイザーにしっかりアドバイスしていただき、進めていけるようにしていきたいなというふうに思っているところであります。もう1つ、4項目、すいません、地域創生アドバイザーのほうはだいたいそんなことで、具体的に進めていけるものがあればどんどん進んでいくというこ

とで進めてあります。もちろんアドバイザーに丸投げするというようなことではなくて、あくまでも能力をお借りし、なおかつ民間の方々とのマッチングのやり方、方法を、その方、そのアドバイザーにまさにアドバイスをしていただくということを考えているところであります。

一方その流雪溝の話です。まずこれも、まさに電気料の負担、これは全て公費で何とかということは、もちろんそれがベストであることは、私もそう考えているところではありますが、なかなかこれも全てが公費負担ということになってきますと、財源的にも厳しいということもあり、地域の皆さんとその辺も含めて再度お話をしていきながら、一番良い方法を進めていきたい。

一方で、先ほどの財源の話でありますが、特に道路 等インフラにつきましては、やはり市民の方々の安全 とか、そういうものに緊急を要するものがやはり計画 外に出てくることがあります。やむを得ず当初計画し ている中で、やはりそういうものを優先してやってい かなきゃいけないということもあり、流雪溝を最優先 でやっていきたいということはあったとしても、なか なか優先順位というものがあるとすれば、そういう中 で、限られた財源の中で、やはり実施していかなきゃ いけないということも考慮しつつ、何とか市民の皆さ んの要望、希望に沿うような形を作っていきたいなと いうふうに思っているところであります。

◎議 長(菅 野 修 一 議員) 総合政策課長。

◎総合政策課長(永 沢 晃 君)

委託相手につきましては、今のところ、この現在の 国の状況を見ますと、同じような課題、人口減少、高 齢化とかという課題に対しては、総務省の職員が派遣 先の、国からの来ていただいているというのが一番多 いというふうに確認しております。今回できれば、そ ういう経験した方が尾花沢に来ていただけないかなと。 そういうふうに委託先としてなっていただけないかな というふうに考えてはおります。その中で、その方が、 そういう来ていただけるような、手伝っていただける 方が個人であれば、私は個人のほうにも委託契約する ことが何ら問題ないのかなというふうにも思っており ます。ただ最終的な部分につきましては、まだあの皆 様方とまた話しながら進めていくわけですけれども、 やはりあの一生懸命頑張ってもらえるような方であれ ば、個人であってもぜひ委託契約できればいいなとい うふうに思っていますので、よろしくお願いします。

◎議 長(菅 野 修 一 議員) 青野議員。

◎1番(青 野 隆 一 議員)

今、市長のほうから4項目についての今の進捗状況、 お話をいただきました。申されるとおり、やはり予算 の確保、いわばこのふるさと納税、収入をしっかりと 増やしながら、そしてまた国の制度、あるいは民間の 活用、そういったいわゆる経費についても、一定程度 やっぱり市の財源の持ち出しを少なくするような方法 で、この4点の取り組みについては進めていきたいと いうお話だったというふうに思っております。私はそ ういう方向で進めていただきたい。ただ市長やっぱり 任期というものがございまして、やはり任期中にです ね、この緊急性のある課題については、私はやっぱり 主役である市民の皆さん方と今お話し合いも進めてい らっしゃるということございました。やはりそれをさ らに進めていただいて、やっぱり市民が望むもの、市 民に応えていく、市民の生活に直結するようなものを 最優先として、その方向性をしっかり定めていただい て、そしてこの事業アドバイザーの方、優秀な方だと 思います。だからこそこのアドバイザーは、より活用 していただいて、この目的とする事業、迅速に進むよ うにぜひ要望申し上げたいと、このように思っており ます。

あと流雪溝の負担の問題、優先順位があるというお 話でございました。尾花沢の場合は第7次総合振興計 画で、この流雪溝整備についての%で、数値で持って おられます。したがいまして今後、どこをどうやって 進めていくのかと。残っているところを見ますと、丹 生地区も同じなんですけれども、自然流下型ではでき ないところのほうなんです。どうしてもポンプアップ じゃないと流雪溝に流せないというところが残ってい るんです、課題が。そこは地形がそういう状況なもの ですから、そこのお住まいの皆さんからしてみれば、 やっぱりここに住み続けるためには、流雪溝というも のはさらに、私は整備をもっともっと積極的に進めて いっていただきたいと。その中で今、やっぱり皆さん 気になっているのは、その電気料金なんですよ。荻袋 地区でも県道沿いですけれども、流雪溝整備の話が進 んでいます。ただ課題なのは、その負担金を自分たち が抱えられるのかというところが、やっぱり大きな足 かせになってきているというのが現実でございます。 先ほども申し上げましたように、なかなかこの地域の 力、いわゆる人口減少、高齢化の中で、負担となると 足踏みをしてしまう。そういう状況を十分にご承知だ

と思いますので、その点も含めながら、やはり地域支援、その地域の生活をしっかり支えていくんだという ふうな思いで、先ほど申し上げました市の負担についても、ぜひさらに前向きにご検討をお願いしたいというふうに思います。

◎議 長(菅 野 修 一 議員)
そのほかございませんか。鈴木由美子議員。

◎3番(鈴 木 由美子 議員)

私からは予算議案の説明資料の2ページにあります 7款1項3目の観光費の中の台湾ダイレクトセールス 実行委員会の補助金についてお伺いいたします。こちらの台湾ダイレクトセールス実行委員会の補助金としまして、262万5,000円ということですが、県からの補助金を30万円いただきまして、残りは一般財源からの支出とのことです。それについて6点質問させていただきます。

出店料が80万円、旅費5人分が118万8,000円ですが、 その他の63万7,000円については、どのような内容の ものでしょうか。

2点目ですが、観光関係機関として、市、観光物産協会、観光産業協議会の3つの組織で、台湾ダイレクトセールス実行委員会というものを新たに組織するとのことですが、こちらはこれからも継続的に活動していく団体となるのでしょうか。

3点目ですが、旅費5人分が含まれておりますが、 どなたが行かれるのでしょうか。

4点目ですが、コロナウイルスの規制が緩和されまして、銀山温泉にも外国人観光客が増えてきていると思います。またドラマおしんなどで昭和の時代から台湾の方々には親しまれております。今後さらなる外国人観光客の誘客をどのぐらい見込んでいるのでしょうか。

5点目ですが、旅行商品や物販品はどのようなものを売り込んでいくご計画でしょうか。またそれによる 経済効果は、どのぐらいを見込んでいらっしゃいます でしょうか。

最後の質問ですけれども、なぜ今回の補正予算での対応なのか、当初予算に盛り込まなかった理由などもお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。 ②議長(菅野修一議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(齊 藤 孝 行 君)

お答えいたします。今鈴木由美子議員からは、台湾 のダイレクトセールについて6点ご質問ありました。 1つずつご答弁させていただきます。 1点目の全体の補助金として262万5,000円のうちの、その他の60万円程度のものの内訳であります。こちらの部分につきましては、まずPR用のチラシ、パンフレット、台湾語のものを作成しております。そちらの費用と、ご来場いただいたお客様におあげするノベルティグッズの費用になります。あとは、そちらのパンフレット、あるいはさっき言ったノベルティグッズの郵便の輸送代も含めて63万7,000円というような内訳になっております。

2点目の実行委員会の組織についてであります。こちらは今回ダイレクトセールを行うために、市だけではなくて、観光関連業者、先ほどお話ありましたけれども、観光物産協会、あとは民間のほうで連携して協議会を作っております。そちらの団体と連携したような形での実行委員会を、その後組織しまして、目的とすればダイレクトセールが目的でありますので、今回のダイレクトセールが終了すれば実行委員会としての目的は終了するのかなと考えております。

3点目、旅費としましては、5人分の予算を計上しておりますけれども、こちらの誰が行くというお話ありますけれども、こちらのほうは今後実行委員会を組織しながら、いろいろ内容を詰めていきたいというふうに考えております。

4点目の銀山温泉の今後の入れ込みと、5点目で経済効果というようなお話がありました。経済効果については、すいませんが積算等今現在しておりません。ただ銀山温泉の入れ込みについて、平成30年、コロナ前と直近の4月~6月までの銀山温泉への台湾人の入れ込みを比較しますと、今2割程度しか戻っていない状況であります。ですので、こちらの2割の部分を、もう少し今回のダイレクトセールをすることによって増やしていって、銀山温泉に来た外国人を徳良湖、あとは本町のほうに呼び込むような着地型商品を作っていきたいというふうに考えております。

あと物販といいますか、どういうふうなものをセールスするかというところでありますけれども、こちらの部分については、令和3年度から地域活性化起業人ということで、観光支援員のほう、日本航空から派遣していただいております。コロナ禍の中、過去2ヵ年、オンラインでのプロモーションというふうなことでしてきておりました。銀山こけしの絵付けであったりとか、花笠おどりの体験であったり、あとは徳良湖のスノーアクティビティの紹介等の、いろいろ素材のほう作っております。当然あの台湾のほうは雪が降りませんので、徳良湖のスノーアクティビティといいますか、

雪を活用したいろいろコンテンツ等を含めてPRしていきたいというふうに考えております。

あとなぜ今の時期の9月の補正になったかというところであります。令和5年度の当初予算案の編成の際には、まだ全国的なコロナの状況でありました。第8波もこれから来るであろうというふうなことで、今回のダイレクトのセールについては、コロナの状況もまだ見通しが立たないような状況でありましたので、今回の9月補正になっております。9月に実施することによって、冬場の徳良湖の雪を活用したPRができるのかなと考えております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)鈴木由美子議員。

◎3番(鈴 木 由美子 議員)

まだまだ台湾の方の訪日がコロナ前と比べて少ない というお話でしたけれども、その間、日本人の方の海 外旅行というのが、まだまだ外国から来られるよりも 日本から海外に行かれる方がまだ少ない中で、国内へ の需要が増えているのではないかと思います。昨年、 銀山温泉の組合の皆様と意見交換などもさせていただ いた際には、日帰りのお客様で溢れかえって、温泉街 が賑わう一方で、冬期間とか夜間訪れるお客様のアク シデントが相次いで多発しておりまして、営業外の対 応にも追われるということが増えているということも お話聞きました。日帰りだけでは経済効果も薄いとい うお話もありました。せっかく外国から来ていただく のですから、十分に楽しんでいただけるように、さま ざまなモデルプランを早急に考えていただく必要があ るのではないかなと思います。市内の宿泊施設などの 整備にも努めていただきたいと思います。

また1人当たりの消費額をどのような形で増加させる計画なのかも、今教えていただきたいところですけれども、経済効果は今のところ考えてらっしゃらないということでしたので、お答えはいただけないのかなと思いますが、その辺はやはり目に見えないものを掴みにいくというものは、ちょっと大変なことかなと思います。昨年まではコロナの対策として制限もあったということですので、オンラインプロモーション業務委託などもしていただきましたけれども、それを発展させるような今年度の重点推進施策というのは、春に示されませんでしたので、全体的な取り組みとして計画を、年間計画というか、年度当初にもやっぱり盛り込んでいただく必要があったんじゃないかなと。その海外に行く行かないは別としまして、力を入れているところを私たちに示していただければなと思ったとこ

ろですけれども、いかがでしょうか。 ◎議 長(菅 野 修 一 議員) 市長。

◎市 長(結 城 裕 君)

補正に上げるということで、やはり当初予算にです ね計画できれば、まさに議員仰ったとおりですね、事 業計画もスムーズにいったのかもしれませんが、そも そも今担当のほうからもお答え申し上げたとおり、民 間のいわゆる企業で、運輸業務を中心とされている企 業さん、この企業さんは本当にもう世界的に、いわゆ る航空機を使ったネットワークを結んでいる企業さん。 そしてまたいろんなものを商品として扱っているよう な旅行業をやっておられる企業さんなんですが、そち らのほうからですね、ぜひ一緒にですね、台湾で尾花 沢市、資源の多い尾花沢市のPRをしていただいて、 もっともっと台湾の方々に来ていただけるような機会 が取れるというようなお話が、具体的にあったのがや はり比較的、先ほど申し上げたとおり、コロナが落ち 着いたという部分が大いにあって、そういうところで 出てきた事業のものであります。したがいまして、そ の企業さんと一緒になって、その企業さんが持ってい るネットワーク、そういうものも使わせていただきな がら、台湾の方々が特にその銀山温泉という場所に対 する思い入れが非常に強いというようなことから、尾 花沢市で観光PR、そういうものをしていただくこと で、尾花沢市のみならず県、国にとっても非常に有益 だというようなことから進んできている事業だという ことで、私は理解しております。

県知事におきましても、今年の春だったでしょうか、 やはり台湾に出向いてしっかりトップセールスをして 来たというようなこともあるようでありますので、や はり尾花沢市にとっても、ぜひ海外から来ていただく インバウンドとして、台湾の方を中心とした、アジア 全体にもなるのかもしれません。そういう方々にぜひ 多く来ていただけるような方法をやって来られればい いのかなというふうに思っているところであります。 以上であります。

◎議長(菅野修一議員)鈴木由美子議員。

◎3番(鈴 木 由美子 議員)

地域活性化起業人として任務に当たられた職員の方のこれまで本市の魅力を、国内国外に発信していただいたこと、そして日本航空さん、JALさんとのご縁で、さまざまなことをつないでいただいたことを、これから最大限に活かせるようにしていかなければなら

ないのではないかなと思っております。

銀山はもとより、市内の企業さん、お店、さまざま 恩恵が行きわたるように、さらに外国の方に選んでい ただける、国内の人もそうですけれども、選ばれる旅 行、体験プログラムというのも、やはりこのダイレク トセールスでは、はっきりしたプランはできなくても、 積極的にさまざまな組み合わせができるんだというこ とをアピールして、そして具体的な商談を積極的に努 めていただきたいなと思います。目に見える効果のあ るセールス展開をしていただきたいと思います。以上、 要望含めまして、よろしくお願いいたします。

◎議長(菅野修一議員) そのほかございませんか。土屋範晃議員。

◎4番(土 屋 範 晃 議員)

私からは補正予算書の20ページ、10款4項8目の生涯学習関連施設費の工事請負費、346万3,000円について、ご質疑させていただきます。

この工事の内容につきましては、学習情報センター内の空調設備の更新工事であるとお伺いしております。今回の歳出予算の財源は、一般財源による措置となっておりますが、学習情報センターについては過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、通称過疎法の第14条第1項に定められている教育文化施設に該当するものであり、更新する空調設備の機器によりましては、機能の強化等、過疎対策事業債の対象事業として起債性のあるものになりうると考えております。過疎債を充当することによって、後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなるため、有利な財源は積極的に活用すべきと考えております。そこで2点、当該工事請負費につきましては、適債性のある内容でしょうか。また、適債性がある場合において今後の補正予算に歳入を盛り込む可能性はございますでしょうか。

◎議長(菅野修一議員) 財政課長。

◎財政課長(菅 野 智 也 君)

適債性についてでございますが、公共施設の補修、あるいは改修につきましては、施設の長寿命化、あるいは機能強化に資するような内容であれば、過疎対策事業債の対象になるというふうにされております。ご指摘の工事請負費につきましては、議員ご指摘のとおり、空調設備の更新というふうなことで、今回は一般財源にて予算措置しておりますけれども、今後過疎対策事業債の二次協議というものが予定されております。当初予算の分については一次協議、当然済んでおります。

すので、今後二次協議に向けまして、土屋議員仰るとおり、機能強化という視点も持ちながら協議させていただきまして、同意が得られるというふうな確証が得られればですね、今後の補正予算にて当該工事請負費にかかる地方債を補正で、歳入のほうを見込んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎議長(菅野修一議員)土屋議員。

◎4番(土 屋 範 晃 議員)
ご対応のほどよろしくお願いいたします。以上であります。

◎議長(菅野修一議員) そのほかございませんか。伊藤議員。

◎2番(伊藤浩議員)

私のほうからも1点だけ質疑をさせていただきたい と思います。

補正予算書15ページから16ページ、歳出で6款1項7目18節の畑地化促進事業費補助金、4,294万2,000円、常任委員会で概要はお伺いしておりますけれども、この詳細についてまずお伺いをいたします。

◎議長(菅野修一議員) 農林課長。

◎農林課長(五十嵐 満 徳 君)

お答えいたします。畑地化促進事業費補助金、4,294万2,000円についてでございますけれども、水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者を対象に、土地改良区受益地の畑地化に伴う費用負担を、土地改良区決済金として補助するものでございます。詳細につきましては、国からの配分通知を受けた農地のうち、土地改良区受益地内に対象農地がある農業者7経営体、面積といたしましては3,117 a、補助金といたしまして4,294万2,000円を補正予算として計上させていただいたところでございます。

◎議長(菅野修一議員)伊藤議員。

◎2番(伊藤浩議員)

この事業をですね、全体的な取りまとめ、今年度の2月に行われました。これも事前に資料いただいた分を拝見しますと、6月にこれの対象農地の内定通知がありまして、尾花沢市全体で77.2haの通知があったと。今回のこの補助金の該当農地が今ありましたように、約31.2haということでございますけれども、全体のいわゆる7経営体ということでございますけれども、これはいわゆる畑地化促進事業で、各農家に支払いされる10a、14万円プラス10万円、あるいは17万5,000円

プラス10万円という、この予算の中とは別枠の金額という理解でよろしいですか。

◎議長(菅野修一議員)農林課長。

◎農林課長(五十嵐 満 徳 君)

6月に国から配分された交付金につきましては、農家数9経営体、先ほど議員からもありましたけれども、面積といたしましては、7,724 a の配分をいただきまして、配分予定金額については、1億2,879万9,000円を国のほうから配分をいただいたところでありますが、今回の補正予算につきましては、土地改良区に支払う土地改良区の決済金に相当する国の支援でございますので、9経営体のうち7経営体が土地改良区受益地内に土地を有しているということで、このたび土地改良区決済金といたしまして、4,294万2,000円を補正したところでございます。

◎議長(菅野修一議員)伊藤議員。

◎2番(伊藤浩議員)

分かりました。また一般質問の中で関連してお伺い してまいりたいと思います。ぜひ前向きなこの事業推 進をお願い申し上げます。以上でございます。

◎議長(菅野修一議員)そのほかございませんか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議 長(菅 野 修 一 議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。 次に討論でありますが、通告がありませんので終結 いたします。

これより、議第57号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議 長(菅 野 修 一 議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第57号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第23、議第58号「令和5年度尾花沢市国 民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とい たします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

◎議 長(菅 野 修 一 議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。 次に討論でありますが、通告がありませんので終結 いたします。

これより、議第58号を採決いたします。本案を原案

のとおり決するに、ご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議 長(菅 野 修 一 議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第58号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第24、議第59号「令和5年度尾花沢市簡 易水道特別会計補正予算(第2号)」を議題といたし ます

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

◎議 長(菅 野 修 一 議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。 次に討論でありますが、通告がありませんので終結 いたします。

これより、議第59号を採決いたします。本案を原案 のとおり決するに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議 長(菅 野 修 一 議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第59号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第25、議第60号「令和5年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」を議題 といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

◎議 長(菅 野 修 一 議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。 次に討論でありますが、通告がありませんので終結 いたします。

これより、議第60号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議 長(菅 野 修 一 議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第60号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第26、議第61号「令和5年度尾花沢市介 護保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたし ます。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

◎議 長(菅 野 修 一 議員)

ご質疑もないようでありますので、終結いたします。 次に討論でありますが、通告がありませんので終結 いたします。

これより、議第61号を採決いたします。本案を原案

のとおり決するに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議 長(菅 野 修 一 議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第61号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第27、議第62号「令和5年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

◎議 長(菅 野 修 一 議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。 次に討論でありますが、通告がありませんので終結 いたします。

これより、議第62号を採決いたします。本案を原案 のとおり決するに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議 長(菅 野 修 一 議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第62号は、原案のとおり決しました。

次に、請願の上程及び付託であります。

日程第28、令和5年請願第2号「食料・農業・農村 基本法の見直しに関する請願」1案件を上程いたしま す。

ただ今、上程しました請願1案件につきましては、 タブレットに掲載しております、請願・陳情文書表の とおり、産業厚生常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の会議の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労様でご ざいました。

散 会 午前11時49分